

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

1. 新経済・財政再生計画の着実な推進

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、新経済・財政再生計画を着実に推進する。海外発の下方リスクがみられる中、デフレ脱却・経済再生最優先との安倍内閣の経済政策の基本方針を堅持し、成長と分配の好循環を持続・拡大させることが不可欠である。

このためには、新経済・財政再生計画の着実な推進を通じて、デフレ脱却・経済再生の取組の強化と同時に、歳出改革や歳入改革に当たっても経済再生に寄与する改革とすることが重要である。具体的には、①社会保障改革による保険料負担の伸びの抑制・労働参加の促進、②人的投資をはじめとする民間投資の喚起、③規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を併せて実現していく。特に、パラダイムシフトの鍵となる Society 5.0 実現の加速に向けて、徹底したデジタル化をはじめ次世代型行政サービスの構築に早期に取り組むことにより、新たな民間投資やサービスの呼び水とするとともに、中長期的な成長基盤を強化する。

①については、引き続き、企業の生産性の向上や賃上げに向けた財政的なインセンティブ等を通じて賃上げの流れが確実に継続するよう促すとともに、引き続き、経済成長率の引上げや中小企業・小規模事業者を中心とする生産性の底上げを支援しつつ、最低賃金の力強い上昇を実現していく。新経済・財政再生計画に基づき、医療・介護改革を着実に推進し社会保険料負担の伸びを抑制するほか、年金改革等を通じてより多くの国民の労働参加を促すこと等により、可処分所得の継続的な拡大を実現する。これらの取組により、可処分所得の増大と将来の安心の確保を通じて消費を拡大する。マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康づくり支援等の実効性が高まるよう、マイキープラットフォームの早期かつ広範な普及を進める。

②については、財政の利活用や制度改革等により、Society 5.0 時代に向けた人的投資を一層喚起する。このため、メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態¹⁶¹への転換、より効率的で成果が的確に評価される働き方、労働移動の円滑化等を含め、今後、フェーズⅡの働き方改革に向けて必要な制度改革や仕組みづくりに取り組む。企業による従業員への人的投資や教育機関による適切なカリキュラムの提供等を支援する。企業における人的投資の活性化・見える化に向けて、機関投資家等と関係省庁が連携し、人的資本の非財務情報の活用の在り方について検討を進める。また、人的投資に関する開示の状況について調査し、好事例の収集・公表等を通じて、企業における開示の充実を促進する。政府事業・制度等の一層のイノベーション化等を通じ官民を挙げて研究開発を推進するとともに、大学・研究機関等における人的資本をより高め、産学連携を通じてより多面的な活用を図る。

③については、規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を促進し、

¹⁶¹ 職務や勤務場所、勤務時間が限定された働き方等を選択できる雇用形態。

民需中心に継続的に需要拡大するとともに財政の効率化と質の向上を併せて実現していく。このため、次世代型行政サービスへの改革を推進するとともに、予防・健康づくりやデータヘルスの取組、PPP/PFIなどの公的サービスの産業化の取組を加速・拡大し、公的サービスに付随する投資や新たなサービスの創出を促進する。また、既存資源・資本の有効活用等により、必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現する。

2. 経済・財政一体改革の推進等

新経済・財政再生計画の下、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、経済再生が財政健全化に貢献し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与することで、経済と財政の一体的な再生を目指す。新経済・財政再生計画における基盤強化期間（2019～21年度）において、「経済財政運営と改革の基本方針2018」¹⁶²（以下「骨太方針2018」という。）及び本方針に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標¹⁶³の達成を目指し、「目安¹⁶⁴」に沿った予算編成を行う。このため、以下（1）に掲げるように、高い経済波及効果と質・効率の高い行財政改革の同時実現につながる次世代型行政サービスへの改革を推進する。また、以下（2）に掲げた主要分野での歳出改革を推進するとともに、その他全ての歳出分野においても、類似事業の整理・統合や重複排除の徹底、事業の効率化など、聖域なく改革を進める。

見える化、先進・優良事例の横展開などの歳出改革に向けた取組を戦略的に加速・拡大し、国民各層の行動変容を通じ、公的部門の効率性向上と公的支出の抑制に取り組む。改革工程表のKPIを活用し、経済・財政一体改革の進捗管理や成果の評価を行い、改革工程表を2019年末に改定する。

なお、追加的な歳出増加要因については、必要不可欠なものとともに、適切な安定財源を確保する。また、一定期間内の追加的な歳出増加要因については、引き続き、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持する。PBの改善に向けて、当初予算のみならず、補正予算も一体として歳出改革の取組を進める。

内閣府は、中長期試算において実績との乖離^{かいり}を定期的に検証する。また、2025年度のPB黒字化以降についても、経済財政運営を考える上では、2040年代半ば頃¹⁶⁵までの

¹⁶² 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）。

¹⁶³ 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

¹⁶⁴ 社会保障関係費については、経済・財政再生計画（「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）第3章）において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する。一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続する。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

¹⁶⁵ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」における出生中位・死亡中位推計によれば、2042年に65歳以上人口がピークを迎える一方、15～64歳人口は減少が続き、15～64歳人口の65歳以上人口に

中長期スパンでの経済財政の展望の下、経済・財政一体で改革を推進することが重要である。

(1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革 (基本的な考え方)

行政サービスのデジタル化は、行政内部のコスト及び行政手続に係る民間負担の引下げを可能にするだけでなく、新たな民間ビジネスも活性化させる Society 5.0 の実現に向けた基盤である。この転換に後れを取ると、我が国行政サービスの相対的な質の低下を招くとともに、生産性向上と地域活性化の大きな推進力を失うこととなる。また、2040年にかけて1万人未満の市町村が全地方自治体の1/3を超えることとなり、現状の延長線上では、行政サービスの質や効率性が低下することが懸念される。情報セキュリティの確保を大前提にするとともに、個人情報保護に適切に配慮しつつ、国・地方自治体を含め、政府横断的な取組により、行政サービスのデジタル化を早急に推進する。

その際、単なるデジタル化だけではなく、IoTやAIなどの新技術活用やデータ整備等を通じて、行政が保有するデータを民間も利活用し、より効率的で質の高い行政サービスへの転換を図る。組織や分野を超えたデータの利活用等を通じて新たな価値の創出を目指す分野間データ連携基盤が本格稼働する2022年度に向けて、下記の取組を集中的に推進し、次世代型行政サービスを早急に実現する。

① デジタル・ガバメントによる行政効率化

(国主導の情報システム・データ標準化の推進と財源の確保等)

国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約・標準化・共同化し、原則、オープンな形で誰もが利用でき、キャッシュフローを生み出す「公共財」となるよう設計する。地方自治体等の情報システムについては、財源を含めた国の主導的な支援の下で標準化等を進め、また、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する。

デジタル・ガバメントの早期実現に向け、マイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報について添付書類の提出を一括して撤廃するとともに、戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。

(書類・対面手続等の徹底した簡素化)

IT活用による行政の利便性向上や簡素化・効率化に向けて、情報セキュリティの確保を大前提に、業務の見直し（添付書類の撤廃等を含む）とデジタル3原則¹⁶⁶に則った

対する比率は、2015年の2.3から2042年には1.5に低下する。

¹⁶⁶ ①デジタルファースト（原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。）、②ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。）、③コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含

行政手続等におけるオンライン化の徹底により、行政サービスの 100%デジタル化を目指す。

このため、行政手続に関連する民間手続のワンストップ化を進める。具体的には、子育て、介護、引越し、死亡・相続など主要なライフイベントの際に個人が行う手続や、社会保険・税など従業員の採用、退職等のライフイベントに伴い企業が行う手続について、順次実施する。また、行政が保有している行政機関間の情報連携等により省略可能となる添付書類について法制上の措置を講ずるほか、介護、保育、福祉の現場等を中心に、自治体ごとにバラバラな申請書類・添付書類等について、国と地方の連携により、標準化・ガイドライン化を進める。

また、中小企業等への時間外労働の上限規制が適用される 2020 年 4 月から中小企業等の行政手続上の負担を軽減するため、社会保険の採用・退職時等の手続についての ID・パスワード方式での簡易なオンライン申請や、補助金（各省、有志自治体）についての G ビズ ID（法人共通認証基盤）を活用した ID・パスワード方式での申請を実現する。

（地方自治体のデジタル化の推進）

地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、デジタル手続法¹⁶⁷に基づく取組について地方自治体への展開を促す。自治体行政の様々な分野¹⁶⁸で、団体間比較を行いながら、地方自治体及び関係府省庁が連携して、ICT や AI 等の活用、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進める。関係府省庁は、地方自治体と連携して横展開可能な AI を開発し、全国に広げていく。IT に係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT 予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。

総務省は、Society 5.0 時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、技術面、人材面、財源面、業務面からの課題を早急に洗い出し、AI・ICT 化、クラウド化等を抜本的に進める計画を策定することとし、そのための工程を 2019 年末までに明確化する。

地方自治体が保有するデータについて、個人情報保護を徹底しつつ、その活用方策の考え方を 2019 年度内に整理し、地方自治体におけるデータ活用の取組を推進する。

② 効率的・効果的な予算執行の推進

デジタル・ガバメントの効果的な推進のため、政府情報システムの一層の改革を進め、データの標準化、情報システム間の互換性、高度なセキュリティ対応等の確保を、政府

め、複数の手続・サービスがどこからでも／一か所で実現する。）。

¹⁶⁷ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）。

¹⁶⁸ 例えば、インフラの点検・維持補修、国保や介護保険事務、保育所入所審査等。

として統一性を確保しつつ効率的に実現する観点から、政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化を実施する。内閣官房の下、サービス視点の業務改革（BPR）を意識した年間を通じたプロジェクト管理を2019年度から一部開始し、順次拡大を図るとともに、クラウドサービス等を活用し、政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の構築・利用を進めるため、2020年度からデジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求・一括計上を順次開始する。

政府情報システムの調達において、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を、2020年度から試行的に開始する。

これらの取組を通じ、運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を2025年度までに2020年度比で3割削減することを目指す。

各府省は全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施し、令和2年度予算に反映する。また、防衛調達に関して、実効的な防衛力を整備し費用対効果の更なる向上を図るため、新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき装備調達の最適化等を進め、防衛予算の一層の効率化・合理化を徹底するとともに、後年度負担について適切に管理する。官民ファンドについては、民業補完に配慮した適切な支援決定、KPIの設定やSDGs等への取組の推進に関する横断的な指針の見直し等を通じ、より効率的かつ効果的な活用を徹底する。あわせて、監督官庁及び出資者において収益構造の改善等を推進する¹⁶⁹。これらを基に、必要に応じてファンドの体制等を見直す。

③ EBPMをはじめとする行政改革の推進

データを積極的に活用する行政サービスの構築に向け、公的統計の整備やEBPMを着実に推進する。また、自助・共助・公助の役割分担の見直し、行政分野への働き方改革の徹底等を通じ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する。

また、新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

(i) データの積極的活用に向けた公的統計の整備とEBPMの推進

政府統計について、統計委員会の点検・検証等に基づき、事案の再発防止にとどまらない抜本改善を行うとともに、国民に信頼される統計行政の推進に必要なリソースを計画的に確保する。

個別統計の分析審査及びPDCAサイクルを機能させるための点検・検証体制の早急

¹⁶⁹ 骨太方針2018等を踏まえ策定された改善目標・計画等。

な整備、総務省・統計委員会のチェックの重点化・強化、地方における審査・調査員管理体制の強化や業務の実情に応じた効率化、統計部門の人材育成を行う。また、これまでの統計の作成・報告・利用の負担の2割削減の取組を踏まえつつ、業務、働き方、サービスの改革を一層進め、統計データの利便改善、品質の見える化、オンライン化促進やシステム適正化やビッグデータの活用の本格研究、国の統計業務の「共同化」に取り組む。公的統計を所管する各府省庁及び総務省において、税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進を検討する。

統計改革推進会議に、今般の事案を受けた総合対策の検討体制と、政策部門と連携した不断の統計改革実施体制を構築する。

また、EBPMを推進し、人材の確保・育成と必要なデータ収集並びにロジックモデルの活用等を通じて、予算の質の向上と効果検証に取り組む。

(ii) 自助・共助・公助の役割分担の見直し

少子高齢化の進展と財政制約の下、多様な公的サービスが求められていく中において、これまでの自助・共助・公助の役割分担にとらわれることなく、新たな仕組み、新たな連携を通じて社会的課題をより効率的、効果的に解決していくことが重要である。公共サービスの在り方を、制度の持続可能性の確保の観点から見直すとともに、そこに新たな経済活力が生み出されるよう、多様な分野のサービスの担い手、資金、ノウハウ等を新結合し、活性化させていく仕組みを構築していくことが重要である。

こうした観点から、成果連動型インセンティブをはじめとする民間資金・ノウハウを引き出す公契約・普及方策の検討、既存の公的資産の多様な利活用に向けた規制改革、官・公益・民間の間の人材交流の促進に向けた阻害要因の除去、既存市場や公共サービス分野への多様な参加者の参入促進、休眠預金等や所有者不明土地など未活用資産をこれまでになく方法で利活用する取組を推進する。

(iii) 行政分野への働き方改革の徹底

(公務員の定年の引上げと能力・実績主義の徹底等)

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する観点から、平成30年8月の人事院の意見の申出¹⁷⁰も踏まえて、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する。

また、国家公務員制度改革基本法¹⁷¹に則り、能力・実績主義の人事管理を徹底し、適材適所の人材配置を図るため、局長等の職務内容の明示、人事評価の運用改善、幹部職員及び管理職員の公募の目標設定等に取り組む。

¹⁷⁰ 平成30年8月10日に人事院から国会及び内閣に提出された「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」。

¹⁷¹ 国家公務員制度改革基本法（平成20年法律第68号）。

(業務の抜本見直し)

内外の諸課題に即応できる質の高い行政サービスの確立に資するため、必要な推進体制を整備し、現場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを着実に実施するとともに、幹部・管理職員の職責としてそれを明確にし、その成果を人事評価に適切に反映する。当該見直しの結果を踏まえ、新たな機構・定員管理体制について検討を行う。

(2) 主要分野ごとの改革の取組

① 社会保障

(基本的な考え方)

新経済・財政再生計画に基づき、基盤強化期間内から改革を順次実行に移し、団塊の世代が75歳以上に入り始める2022年までに社会保障制度の基盤強化を進め、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めにつなげる。このため、給付と負担の見直しも含めた改革工程表について、進捗を十分に検証しながら、改革を着実に推進する。

年金及び介護については、必要な法改正も視野に、2019年末までに結論を得る。医療等のその他の分野についても、基盤強化期間内から改革を順次実行に移せるよう、2020年度の「経済財政運営と改革の基本方針」（以下「骨太方針2020」という。）において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめる。

なお、人生100年時代を迎え、少子高齢社会の中で、生き方、働き方の多様化に対応できる持続可能な社会保障制度へと改革していく必要がある。議論を進めるに当たっては、いわゆる「支える側」と「支えられる側」のリバランスという観点や、個人の自由で多様な選択を支え、特定の生き方や働き方が不利にならない「選択を支える社会保障」という考え方も含め、年齢等にとらわれない視点から検討を進めるとともに、自助・共助・公助の役割分担の在り方、負担能力や世代間・世代内のバランスを考慮した給付と負担の在り方等の観点を踏まえて行う。

あわせて、現役世代が減少していく中で高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据え、下記の予防・重症化予防・健康づくりの推進や医療・福祉サービス改革による生産性の向上に向けた取組について、具体的な目標とそれにつながる各施策のKPIを掲げ推進する。

また、国と地方が方向性を共有¹⁷²し、適切な役割分担の下で地域の実情を踏まえつつ具体的な取組を進める。

第2章1. (2)に掲げる取組及びこれらの取組を通じて、幅広い世代の視点を踏まえつつ、人生100年時代に対応した全世代型の社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして次世代への継承を目指す。

¹⁷² 骨太方針2018等も踏まえ、全国知事会では「健康立国」の実現に向けて、優良・先進事例の横展開の取組の連携を強化すべく、国と地方の意見交換会を本年5月から開催している。

(予防・重症化予防・健康づくりの推進)

(i)健康寿命延伸プランの推進

健康寿命延伸プランを推進し、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す。健康寿命の延伸に関する実効的なPDCAサイクルの構築に向けて、各都道府県・市町村の取組の参考となるよう、健康寿命に影響をもたらす要因に関する研究を行い、客観的な指標等をしっかりと設定・活用しつつ、施策を推進する。健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進及び地域・保険者間の格差の解消に向け、自然に健康になれる環境づくりや行動変容を促す仕掛けなど新たな手法も活用し、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等に取り組む。

(ii)生活習慣病・慢性腎臓病・認知症・介護予防への重点的取組

糖尿病などの生活習慣病や慢性腎臓病の予防・重症化予防を推進する。特定健診・特定保健指導について、地域の医師会等と連携するモデルを全国展開しつつ、実施率向上を目指し、2023年度までに特定健診70%、特定保健指導45%の達成を実現する。保険者努力支援制度において加減算双方向での評価指標の導入などメリハリを強化するとともにその抜本的強化を図る。

がん検診受診率の向上のため、職域におけるがん検診実施状況の把握方法を確立するとともに、がん検診と特定健診の一体的実施等に取り組む。受診率や有効性の向上のためのリスクに応じたがん検診の在り方について検討する。

特に働き盛りの40～50歳代の特定健診・がん検診受診率の向上に向けて、40歳代に脳血管疾患や乳がんの罹患率が急上昇すること等についての特定健診対象者への注意喚起と受診促進（例えば、がん検診と特定健診の一体的実施等によるアクセシビリティの向上、40歳時をターゲットとした効果的な受診勧奨などナッジの活用、40歳時の健診・検診の無料・低額化等）、新たな技術を活用した血液検査など負荷の低い健診に向けた健診内容の見直し・簡素化等について総合的に取り組む。

ゲノム情報が国内に蓄積する仕組みを整備し、がんの克服を目指した全ゲノム解析等を活用するがんの創薬・個別化医療、全ゲノム解析等による難病の早期診断に向けた研究等を着実に推進するため、10万人の全ゲノム検査を実施し今後100万人の検査を目指す英国等を参考にしつつ、これまでの取組と課題を整理した上で、数値目標や人材育成・体制整備を含めた具体的な実行計画を、2019年中を目途に策定する。また、ゲノム医療の推進に当たっては、国民がゲノム・遺伝子情報により不利益を被ることのない社会を作るため、必要な施策を進める。

「認知症施策推進大綱」に基づき、「共生」を基盤として予防に関するエビデンスの収集・評価・普及、研究開発などを進めるとともに、早期発見・早期対応のため、循環型ネットワークにおける認知症疾患医療センターと地域包括支援センター等との連携を一層推進するなど、施策を確実に実行する。

高齢者一人一人に対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保

健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。高齢者の通いの場の活用など、介護予防の取組の更なる推進に向け、介護保険制度の保険者機能強化推進交付金の抜本的強化を図る。

(iii) 健康増進に向けた取組、アレルギー疾患・依存症対策

健康増進の観点から受動喫煙対策を徹底する。また、産学官連携による推進体制を2020年度末までに整備し、自然に健康になれる食環境づくりを推進する。脳卒中や心疾患については、昨年成立した循環器病対策基本法¹⁷³に基づき、循環器病対策推進基本計画を策定し、予防、医療機関の整備、情報の収集・提供、研究などの取組を着実に推進する。口腔の健康は全身の健康にもつながることからエビデンスの信頼性を向上させつつ、国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、フレイル対策にもつながる歯科医師、歯科衛生士による口腔健康管理など歯科口腔保健の充実、入院患者等への口腔機能管理などの医科歯科連携に加え、介護、障害福祉関係機関との連携を含む歯科保健医療提供体制の構築に取り組む。生涯を通じた女性の健康支援の強化に取り組む。アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策を推進する。あわせて、一般用医薬品等の普及などによりセルフメディケーションを進めていく中で、健康サポート薬局についても、その効果を検証しつつ取組を進める。アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策について、相談・治療体制の整備や民間団体への支援、速やかな人材育成等に取り組む。ゲーム障害についても、実態調査の結果等を踏まえて、必要な対策に取り組む。

(多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革等)

高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度¹⁷⁴の実現を目指して検討を行う。働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるなど、多様な生き方、働き方に対応した社会保障制度を目指す。雇用の期間を「縦」に伸ばす観点から、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備するとともに、雇用の選択肢を「横」に広げていく取組を進める。あわせて、サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する。

短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行いつつ、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。また、多様で柔軟な働き方を支援するため、就業調整の是正に向けた環境整備を進めるとともに、企業によるキャリア相談やサバティカル休暇制度の導入を促進する。

高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向、年金財政や再分配機能に与える影響、公平性等に留意

¹⁷³ 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）。

¹⁷⁴ 被用者保険の更なる適用拡大。

した上で、繰下げ制度の柔軟化を図るとともに、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ在職老齢年金の在り方等を検討し、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。また、老後の生活設計の選択を支援するため、随時ねんきん定期便等の記載を見直す。

雇用情勢はアベノミクス等の成果により引き続き安定的に推移していること等を踏まえ、消費税率引上げ後の国民の所得環境にも配慮し、雇用保険の積立金の積極的な活用と安定的な運営の観点から、雇用保険料と国庫負担の時限的な引下げの継続等について検討する。

（医療・介護制度改革）

持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療・介護サービスの生産性向上を図るため、医療・福祉サービス改革プランを推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築と併せ、医療・介護提供体制の効率化を推進し、勤労世代の負担状況にも配慮しつつ、後期高齢者の増加に伴う医療費の伸びの適正化や一人当たり医療費の地域差半減、介護費の地域差縮減を目指す。診療報酬や介護報酬においては、高齢化・人口減少や医療の高度化を踏まえ、下記の各項目が推進されるよう適切に改善を図るとともに、適正化・効率化を推進しつつ、安定的に質の高いサービスが提供されるよう、ADLの改善などアウトカムに基づく支払いの導入等を引き続き進めていく。

（i）医療・福祉サービス改革プランの推進

医療・福祉サービス改革プランにより、ロボット・AI・ICT等¹⁷⁵、データヘルス改革、タスク・シフティング、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることに より、2040年における医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について5%以上向上、医師については7%以上向上させる。

データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認の導入、「保健医療データプラットフォーム」の2020年度の本格運用開始、クリニカル・イノベーション・ネットワークとMID-NET¹⁷⁶の連携、AIの実装に向けた取組の推進、栄養状態を含む高齢者の状態やケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、AIも活用した科学的なケアプランの実用化に向けた取組の推進などの科学的介護の推進等を行う。

レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2021年3月を目途に、薬剤情報については2021年10月を目途に移働させる。さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの実証結果等を踏まえ、情報

¹⁷⁵ 「未来イノベーションWG」（健康・医療戦略推進本部の下に設置された次世代ヘルスケア産業協議会の下に設置）の取りまとめを踏まえ具体化される取組を含む。

¹⁷⁶ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医療情報データベース。

連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、医師や患者の抵抗感、嚴重なセキュリティと高額な導入負担など、推進に当たっての課題を踏まえた対応策の検討を進め、2020年夏までに工程表を策定する。あわせて、医療情報化支援基金の用途や成果の見える化を図りつつ、電子カルテの標準化を進めていく。介護情報との連携を進めるに当たって、手法等について引き続き検討する。医療保険の審査支払機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める。

(ii) 医療提供体制の効率化

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中¹⁷⁷に対応方針の見直しを求める。民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。こうした取組によっても病床の機能分化・連携が進まない場合には、2020年度に実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について検討し、できる限り早期に所要の措置を講ずる。地域医療介護総合確保基金の配分（基金創設前から存在している事業も含む）における大幅なメリハリ付けの仕組みや国が主導する実効的なPDCAサイクルを構築するとともに、成果の検証等を踏まえ、真に地域医療構想の実現に資するものとする観点から必要な場合には、消費税財源を活用した病床のダウンサイジング支援の追加的方策を講ずる。病床の転換や介護医療院への移行等が着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討する。質が高く効率的な救急医療提供体制の構築のため、救急医療のデータ連携体制の構築、救急救命士の資質向上・活用に向けた環境整備に関し検討を行う。

諸外国と比べて高い水準にとどまる入院日数の縮小を目指す。特に精神病床については、認知症である者を含めその入院患者等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など基盤整備への支援等を講ずる。

病院と診療所の機能分化・連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、医療機関へのかかり方について行政・保険者等が連携し啓発を行う。高額医療機器の効

¹⁷⁷ 医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで。

率的な配置に係る方針を都道府県の医療計画において盛り込むとともに、配置状況の地域差縮減に向けて共同利用率の向上等を図る。

人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について、人生会議¹⁷⁸などの取組を推進するとともに、在宅看取りの好事例の横展開を行う。

オンラインでの服薬指導を含めた医療の充実を進める。オンライン診療について、現場の状況等を踏まえ、診療報酬における対応について検討するとともに、オンライン服薬指導についての実施の際の適切なルールを検討する。生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するPHRとの関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を2022年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策をも含め、2020年夏までに工程化する。

医師偏在指標を活用し、臨床研修や専門研修を含む医師のキャリアパスも踏まえた実効性のある地域及び診療科の医師偏在対策を推進する。2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成課程を整備するとともに、改正医師法¹⁷⁹に基づき、総合診療専門研修を受けた専攻医の確保数について議論¹⁸⁰しつつ、総合診療医の養成を促進するなどプライマリ・ケアへの対応を強化する。

医師・医療従事者の働き方改革について、医師の働き方改革に関する検討会報告書も踏まえ、医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始も見据え、医療機関における労働時間管理の適正化とマネジメント改革を推進するとともに、実効的なタスク・シフティング等に取り組む。

(iii) 保険者機能の強化

一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。

インセンティブの評価指標（例えば、糖尿病等の重症化予防事業）について、アウトカム指標の割合を計画的に引き上げていくとともに、引上げスケジュールをあらかじめ明らかにし、保険者等の計画的な取組を促す。インセンティブ付与に当たっては、健診情報やレセプトを活用した多剤・重複投薬の是正や糖尿病等の重症化予防、保険者間でのデータ連携・解析等に取り組む保険者を重点的に評価する。

個人の自発的な予防・健康づくりの取組を推進するため、ヘルスケアポイントなど個人のインセンティブ付与につながる保険者の取組を支援し、先進・優良事例の横展開を

¹⁷⁸ 人生の最終段階で希望する医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組。ACP (Advance Care Planning) の愛称。

¹⁷⁹ 「医療法及び医師法の一部を改正する法律」(平成30年法律第79号)。

¹⁸⁰ 総合診療専門研修を受けた専攻医の具体的な目標数等については、一般社団法人日本専門医機構で議論される。

図る。

法定外繰入等の解消について、国保財政を健全化する観点から、その解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定を求めるとともに、保険者努力支援制度における加減算双方向でのインセンティブ措置を導入し、法定外繰入等の一人当たりの額が大きい都道府県を含め、法定外繰入等の早期解消を促す。国保の都道府県内保険料水準の統一や収納率の向上など受益と負担の見える化に取り組む都道府県の先進・優良事例について全国展開を図る。高齢者の医療の確保に関する法律¹⁸¹第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討する。国保の普通調整交付金の配分について、骨太方針2020における取りまとめに向けて、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から引き続き地方団体等と議論を継続する。

介護の保険者機能強化推進交付金についても、アウトカム指標の割合の計画的引上げ等とともに、介護予防などの取組を重点的に評価するなど配分基準のメリハリの強化や更なる見える化を通じて、保険者へのインセンティブを強化する。また、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、地方自治体関係者の意見も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、所要の措置を講ずる。住所地特例制度の適用実態を把握するとともに、高齢者の移住促進の観点も踏まえ、必要な措置を検討する。

(iv) 診療報酬・医薬品等に係る改革

イノベーションの推進を図ること等により、医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換するとともに、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、国民負担の軽減と医療の質の向上に取り組む。こうした観点から、前回の薬価改定で引き続き検討することとされた課題¹⁸²等について結論を得、着実に改革を推進する。また、AIを活用した医療機器の開発や、医薬品等の開発の促進に資する薬事規制の体制の整備・合理化を進める。

バイオ医薬品の研究開発の推進を図るとともに、バイオシミラー¹⁸³については、有効性・安全性等への理解を得ながら研究開発・普及を推進する。

調剤報酬について、2018年度診療報酬改定の影響の検証やかかりつけ機能の在り方の検討等を行いつつ、地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価や、対物業務から対人業務への構造的な転換の推進やこれに伴う所要の適正化等、2020年度診療報酬改定に向け検討する。その際、医療機関及び薬局における調剤の実態や報酬体系を踏まえ、調剤料などの技術料について、2018年度診療報酬改定の影響や薬剤師の業務の実態も含

¹⁸¹ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）。

¹⁸² 医薬品等の費用対効果評価における迅速で効率的な実施に向けた見直しや、その体制等を踏まえた実施範囲・規模の拡大、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価の是非、長期収載品の段階的な価格引き下げ開始までの期間の在り方、2021年度における薬価改定の具体的な対象範囲の2020年中の設定。

¹⁸³ 国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品。

めた当該技術料の意義の検証を行いつつ適正な評価に向けた検討を行う。診療報酬等について、高齢者への多剤投与対策、生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の方針については引き続き検討を進める。

後発医薬品の使用促進について、安定供給や品質の更なる信頼性確保を図りつつ、2020年9月までの後発医薬品使用割合80%の実現に向け、インセンティブ強化も含めて引き続き取り組む。

(給付と負担の見直しに向けて)

社会保障の給付と負担の在り方の検討に当たっては、社会保障分野における上記の「基本的な考え方」を踏まえつつ、骨太方針2018及び改革工程表の内容に沿って、総合的な検討を進め、骨太方針2020において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめる。

② 社会資本整備

(基本的な考え方)

デジタル化を推進し、新技術をフル活用して「スマートシティ」を実現させていくことは、今後、各地域の生産性を向上させるとともに、利便性や快適性を高めることとなることから、Society 5.0時代のまちづくりの基本コンセプトに「スマートシティ」の実現を位置付け、その実現に向けた取組を加速させる。そのため、データ駆動型のインフラ整備・都市経営と大胆な民間資金の取り込みに向けた環境整備を進める。

また、人口減少やインフラの老朽化が進展する中、各地域の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの推進とともに、地域を支える高速交通ネットワークの早期整備・活用や地域生活に不可欠なインフラの維持・計画的更新を図りつつ、インフラの統廃合や広域的な取組の推進、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底し、ライフサイクルコストを低減させるなど、時代の変化に対応した構造的な制度改革を進める。

データ駆動型のインフラ整備・管理などの新技術の活用等を通じ、コスト縮減を含めた公共事業の効率化や民間投資の喚起を図りつつ、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。また、生産性向上等のストック効果を最大限発揮するため、既存インフラやソフト対策の活用を進めるとともに、予算の重点化を図る。

財政制約の下、財政投融资や民間資金の利活用、公的資産の活用とそこからの収入の再投資等、多様な投資財源を確保するとともに、民間のノウハウを最大限活用していく。受益者負担に基づく観点や点検を踏まえた対策を確実に実施し適切な維持管理を行う観点から、財源対策等について検討を行う。

こうした取組を通じて、ワイズスペンディングを一層強化するとともに、生産性を高め、豊かな暮らしを守るプロジェクト等をメリハリを付けて戦略的に展開し、将来世代に質の高いストックを引き継ぐ。

(新しい時代に対応したまちづくり)

2019 年度中に、国土交通省が中心となり、国・地方・民間を横断するインフラデータの積極的な利活用に向けた官民が保有するデータの連携・蓄積・利用の仕組み等の全体像の整理と、より多方面でのデータ利活用を推進する観点からデータの標準化・共有化等を積極的に進めるための取組方針と工程を明確化する。また、データのオープン化・3次元化、デジタルデータ化¹⁸⁴の徹底やロボット、AIなどの先進技術の実装を進めるとともに、インフラ整備と併せて、データを取得・更新・分析することにより、維持管理・更新を効率化する取組¹⁸⁵を推進する。

官民データやIoTなどの新技術を活用し、まちの課題を解決する「スマートシティ」の創出と全国展開に向け、データの官民利活用やモデル都市の創出、その横展開を目指す官民の連携プラットフォームの構築に全府省で連携して取り組む。コンパクト・プラス・ネットワークを推進するため、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画の一体的策定等を促進するとともに、立地適正化計画制度の更なる改善や都市計画制度の在り方の見直しを進める。都市計画道路の見直しについて手引を周知するなど横展開を図る。また、街路、広場等の修復・利活用、緑や水をいかした都市環境整備等を推進する。

市町村における人口減少や技術者不足等を見据え、技術者の育成・確保を図りつつ、国・都道府県・市町村間での広域的なインフラ整備・維持管理に加え、市町村で対応が困難な場合の広域圏又は都道府県等による代替等を進める。

さらに、空き家等の流通・利活用¹⁸⁶に向け、地方自治体・不動産団体等の先進的取組や活用・除却への支援、情報の充実等を促進するとともに、所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、基本方針¹⁸⁷等に基づき、新しい法制度の円滑な施行を図るとともに、土地の適切な利用・管理の確保や地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について2020年までに必要な制度改正の実現を目指すなど、期限を区切って対策を推進する。あわせて、遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進めるほか、登記所備付地図の整備を推進するため、筆界特定制度の新たな活用策¹⁸⁸等についても検討を進める。

(重点プロジェクトの明確化と生産性向上等)

事業実施後にストック効果の発現状況を定量的・客観的に把握するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化し、これらの知見をPDCAサイクルに活用する取組を進めること等を通じて、2020年のインバウンド目標の先を見据えた供給能力増

¹⁸⁴ 国管理の河川で実施しているペーパーレス・タブレット端末対応の全国展開、国・地方のインフラ点検台帳のデジタル化等。

¹⁸⁵ 下水道事業において実証事業がすでに行われており、そのような取組を他分野にも横展開する。

¹⁸⁶ 住宅セーフティネットの一環として空き家を若者・子育て世代向けの住宅として活用すること、空き家や空き室等を災害時の住まいに活用することを含む。

¹⁸⁷ 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」(令和元年6月14日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)。

¹⁸⁸ 例えば、地籍調査を実施する地方自治体等が筆界特定の申請をすることを新たに認めること。

強等の受入環境整備や国際競争力の強化など重点的に取り組むプロジェクトを明確化する。

建設現場の生産性を 2025 年度までに 2 割向上を目指し、i-Construction の推進により省人化・工事日数削減を図るとともに、建設機械の普及等によるコスト縮減を含め生産性向上の取組を進める。改革工程表に沿って、生産性向上に関する効果の把握、K P I の達成に向けたプロセスについて検討を進め、K P I を設定する。

あわせて、新・担い手 3 法¹⁸⁹も踏まえ、国・都道府県・市町村が連携して施工時期の平準化¹⁹⁰に取り組み、人材や資機材の確保、稼働率の改善を推進するとともに、現場の担い手を確保するため、就業者の処遇改善や働き方改革、生産性向上等を進める。

(PPP/PFIの推進等)

民間資金のより積極的な活用、既存の公的資産の利活用、収益を再投資に向ける仕組み等の構築を通じ、インフラ・公共サービス分野への民間の資金・ノウハウ活用について、抜本的に拡充する。このため、「成長戦略フォローアップ」及び「PPP/PFI 推進アクションプラン」¹⁹¹に基づき、多様な PPP/PFI の活用を重点的に推進する。上下水道のコンセッションについて、関係府省庁が連携し、先頭に立って取組を開始する地方自治体を後押しするとともに、そのノウハウを横展開する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。刑務所の運営等に PFI 手法を活用した事例の検証結果を踏まえ、地方を含めた庁舎建設などあらゆる公共サービスに PPP/PFI を積極的に活用する。

人口 20 万人以上の地方自治体における実効ある優先的検討の運用をはじめとする PPP/PFI の実施支援に加え、導入可能性調査経費等の初期投資支援や地域企業が参加するプラットフォームの形成促進など具体的案件形成に向けた支援を強化するとともに、PPP/PFI 導入の優先的検討を要件とした補助金・交付金の拡大など、地方自治体等が PPP/PFI に取り組みやすい方策を講ずる。人口 20 万人未満など人口規模が小さい地方自治体においても案件形成が進むよう、また、地元企業の案件への参加が促進されるよう、全国の地方自治体や、地元企業、地域金融機関の地域プラットフォームへの参画を促す。

また、キャッシュフローを生み出しにくいインフラにも、積極的に PPP/PFI を導入すべく、サービス購入型の運営権設定や多年度かつ広域での一括契約などの仕組みを活用した民間技術・ノウハウの導入に向けて、具体的に検討を進める。

¹⁸⁹ 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）。

¹⁹⁰ 債務負担行為の活用、地域単位で国・地方自治体の発注見通しの統合等。

¹⁹¹ 「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年 6 月 21 日民間資金等活用事業推進会議決定）。

（人口減少時代に対応した制度等の抜本見直し）

高齢者数がピークを迎える 2040 年代半ば頃までを見据えた対応が重要であり、以下の事項等を含め、持続可能な地域社会の構築に向けて、人口減少時代に対応した制度等の抜本見直しの検討を進める。

公共インフラ資産から得られる収益を増加させる方策を検討し、将来必要となる再投資への計画的な活用策を検討する。高速道路で取組が始まった民間の発意と負担による高速道路と民間施設を直結するインターチェンジの整備など公共インフラ整備における民間資金の更なる活用、さらには、リース手法等を通じた民間資金・ノウハウの活用と官の資産保有コストの軽減を図るための方策の検討等を進める。また、過疎化や人口減少の下で公共インフラネットワークの在り方についての検討を進める。

（公的ストックの適正化）

長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応するとともに、各地方の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方等に基づき公共施設の統廃合を推進する。

インフラ所管省は、長寿命化等による効率化の効果も含めた中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表するとともに、新経済・財政再生計画に定めた「地方公共団体による 3 年以内の維持管理・更新費見通しの公表」を着実に促すため、その標準的な算定方法を示すなどの必要な支援を行う。また、「個別施設計画」が 2020 年度までに確実に策定されるよう、必要な対策を講ずるとともに、インフラ所管省は、個別施設計画等に基づく集約・再編、廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行う。

「公共施設等総合管理計画」における公営企業施設分を含めた地方自治体ごとの策定状況や「個別施設計画」における地方自治体ごとの長寿命化等の対策の有無等の「見える化」の内容の更なる充実、先進・優良事例の横展開を図る。また、インフラメンテナンス国民会議等を通じた先進・優良事例の全国展開を推進する。「個別施設計画」を踏まえ、2021 年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。

③ 地方行財政改革

（基本的な考え方）

地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人・モノ・金の流れを促進することで、より個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要である。Society 5.0 時代の到来や人口減少を見据え、2040 年頃までに顕在化する諸課題に今から対応する観点から地方行財政制度の在り方について検討し、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化を積極的に推進する¹⁹²。

¹⁹² 地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠であり、地方自治体における運用の実態等を踏まえ、各省が連携して制度改革を進める。

具体的には、地方歳出についても、2020年度において、新経済・財政再生計画に定める目安¹⁹³に従って、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債などの債務の償還に取り組み、財政健全化につなげる。

また、人口減少に対応するためにも、地方自治体の業務改革と新技術の徹底活用を通じた住民視点に立った利便性の高い「次世代型行政サービス」への転換を積極的に推進する。同時に、歳出効率化等に前向き、具体的に取り組む地方自治体を支援するとともに、「見える化」の推進等を通じて、改革意欲を高め、効果の高い先進・優良事例の横展開を後押しする。

社会保障関係費の増加、人口減少・高齢化の下での新たなサービス需要の増加といった課題に引き続き対処し、地方自治体が、より自立的かつ自由度が高く、行財政運営できるよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築や地方行財政の持続可能性向上に向けて取り組む。地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、上記の観点から地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革を進める。

(持続的な地方行財政制度の構築)

人口減少・高齢化の下、長寿命化等による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見直しについて、関係府省庁は作成・公表を進めるとともに、社会保障の将来見直しに関する議論も踏まえた上で、地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省庁が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討する。

市町村における人口減少や技術者不足等を見据え、行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。連携中枢都市圏や定住自立圏による広域連携の取組に対する支援とともに、取組事例に関する情報提供等により、各圏域における取組の深化を促進する。地方自治体の実情に応じ、市町村合併の進捗状況が地域ごとに異なることを踏まえ、公共サービスの広域化・共同化の取組を着実に推進する。

地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方における新たな発想や創意工夫をいかにせるよう、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、要件の緩和、手続の簡素化、補助単価等の実態に即した見直し等に向けて、課題を捕捉した上で2019年末までに対象や工程を具体化する。基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方について、第32次地方制度調査会での議論も踏まえつつ、検討する。また、課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援を行うことにより、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政

¹⁹³ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度までにおいて、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

サービスの向上への取組を促進する。

地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源（不交付団体の減収分）は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

（地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革）

歳出改革の推進と地域再生や業務効率化等に前向き、具体的な行動に取り組む地方の取組を支援する仕組みの強化の観点から、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費の人口減少等特別対策事業費において、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を5割以上とすることを目指す。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けて、地方創生関連施策のこれまでの事業全体の成果を検証するとともに、重要課題に前向きに取り組む、KPIを設定し具体的な成果を目指して取り組む地方自治体への支援を更に強化する観点から各種支援措置のインセンティブを強化する。重点課題対応分に関連する諸施策について、地方自治体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講ずる。

地方自治体の窓口業務の委託について、委託が進んでいない理由等を踏まえた上で、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化する。その他の業務改革についても、改革工程表に沿った取組を進めていく。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。地方自治体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。また、広域的に相互に連携する事業やスマートシティの推進など地域課題の解決に効果的な事業に積極的に取り組む地方自治体に対する地方財政措置の拡充について検討する。

（公営企業・第三セクター等の経営抜本改革）

公営企業会計の人口3万人未満の団体における更なる適用拡大により、資産を含む経営状況の比較可能な形での把握を一層促すとともに、経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、改革工程表に沿って、収入・支出や、管理者の情報の見える化を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用などの抜本的な改革等を加速する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促すとともに、廃止・民営化等の検討にも資するよう、経営比較分析表の充実と一覧して容易に比較できる形での公表を検討する。下水道・簡易水道については、新たなロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用を一層促進するほか、その他の事業についても公営企業会計にできる限り移行するよう検討を促す。これらの取組の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営

改革を更に推進する。財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方自治体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進し、2020年度から取組状況を把握・公表する。

水道・下水道について、持続的経営を確保するため、関係府省庁が連携し、各都道府県において広域化等を推進するための計画の策定を促すとともに策定状況を把握・公表し、計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化などの取組を推進していく。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、2020年度までの集中的な改革の推進に当たり再編・ネットワーク化等に引き続き取り組むとともに、経営改革の進捗状況を定量的に把握し、必要な取組を検討する。

(見える化、先進・優良事例の横展開)

地方財政計画の一般行政経費(単独)と対応関係にある地方単独事業(ソフト)に関して、試行調査を行い明らかになった課題¹⁹⁴に配慮しつつ検討を行い、法令との関係を含めて引き続き見える化に取り組む。その際、試行調査における歳出区分の適正化や歳出区分への計上精度の向上を着実に進めるとともにICTを活用することにより、地方自治体の業務負担を軽減することを検討する。また、改革工程表に沿って、統一的基準による地方公会計の見える化による資産管理の向上、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係の見える化、地方自治体の基金の見える化(一覧化を含む)に、引き続き着実に取り組む。

地方自治体における業務改革等や地域の課題に関する住民の気付きと前向きな行動を促すため、類似団体間の横比較や時系列変化の把握ができるよう見える化データベースの機能の拡充を図り、戦略的な情報発信を行う。

④ 文教・科学技術

(基本的考え方)

新経済・財政再生計画並びに改革工程表に基づいて改革を順次実行に移す。少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上に向け、教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、教育研究の定量的成果等に応じた財政支援のメリハリ付けの強化を進める。

イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、个性的かつ戦略的大学の経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評

¹⁹⁴ 歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性、各地方自治体における事務負担やシステム対応に伴うコスト等。

価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。また国は、各大学が学長、学部長等を必要な資質能力に関する客観基準により、法律に則り意向投票によることなく選考の上、自らの裁量による経営を可能とするため、授業料、学生定員等の弾力化等、新たな自主財源確保を可能とするなどの各種制度整備を早急に行う。また各大学は、グローバル人材を糾合できる世界標準の能力・業績評価制度とそれに基づく柔軟な報酬体系を早期に確立させる。あわせて、現代の世界において英語が共通言語化されている状況を踏まえ、真に世界に伍していける大学実現に向け、日常的な英語による教育研究の早期実現を目指す。

また、イノベーション創出による社会的課題解決等の推進、科学技術政策のEBPM化等を通じ、予算の質の向上を図る。官民を挙げて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で Society 5.0 やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。

(少子化の進展を踏まえた予算の効率化、PDCAサイクルの徹底、教育の質の向上)

「第3期教育振興基本計画」に基づき、教育政策全般にわたるエビデンスに基づく実効性のあるPDCAサイクルを確立する体制の構築を進める。教育政策に関する質の高い実証研究や、客観的な証拠の開発に向け、大学生を対象とした調査を実施する。卒業後の状況、学修時間や学修成果、在学中に身に付けた能力・付加価値など、教育成果を客観的・定量的に把握し、エビデンスに基づく効果的・効率的な政策立案を図る。地方自治体や研究機関等のコンソーシアムの構築等により、全国学力・学習状況調査結果など自治体所有データの研究者等による利用の円滑化や当該自治体の教育政策への活用を進めるなど、国のみならず地方自治体の教育政策におけるPDCAサイクルの構築を推進する。あわせて、国の財政支援について、地方自治体の改革の取組や成果に応じて実施する仕組みとする。

頑張る大学の取組を後押しするため、国立大学法人運営費交付金について、教育研究に係る客観・共通指標による成果に基づく配分対象割合・再配分率を順次拡大するとともに、私学助成について、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分の強化を図る。また、国立大学改革を加速するため、大学ガバナンスコードの策定、人事・給与・財務マネジメント改革、厳格な評価と資源配分の仕組みを強化していく。また、国立大学が自らの努力により財源を確保し教育研究に有効活用できるよう、余裕金の共同運用の仕組みの創設、留学生対象授業料に係る規制緩和、大型共同研究の促進や寄附の拡大などの多様な資金の獲得を進める。

(イノベーション創出や科学技術政策におけるEBPM推進による予算の質の向上)

新たな戦略形成プロセスに基づく科学技術イノベーション政策を推進する¹⁹⁵。特に、

¹⁹⁵ 「統合イノベーション戦略2019」（令和元年6月21日閣議決定）に基づく。

生活習慣病・認知症対策、防災・減災、再生医療、ゲノム医療、AI、量子、革新的環境エネルギー等の社会的課題解決に資する研究開発を官民挙げて推進するとともに、政府事業・制度等の一層のイノベーション化を進める。

科学技術分野におけるEBPMの基盤整備を推進するとともに、研究資金や研究成果も含めた科学技術イノベーション政策のコスト・効果等の見える化など予算の質の向上を図る。

あわせて、若手研究者への支援の重点化等により、Society 5.0時代の成長を^{けんいん}牽引する重要な資源である大学・研究機関等における人的資本を高めるとともに、産学連携を通じてより多面的な活用を図り、オープン・イノベーションを推進する観点から、大学・研究機関に属する研究者や研究業績・成果等に関する情報の効率的収集や一元的・総合的に活用する仕組みを構築する。

予算を効果的に執行する観点から、研究開発への更なる民間資金の活用、世界の学術フロンティア等を先導する国際的なものを含む大型研究施設¹⁹⁶の戦略的推進、最大限の産学官共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同の仕組みで推進する。また、国際共同研究の強化などグローバルな研究ネットワークの拡充を促進するとともに、科学研究費助成事業などの競争的研究費の一体的見直し等により、新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を促進する。研究設備・機器等の計画的な共用の推進や研究支援体制の整備により、研究の効率化や研究時間の確保を図り、研究の生産性向上を目指す。

⑤ 税制改革、資産・債務の圧縮等

(基本的考え方)

急速な少子高齢化、働き方の変化など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、引き続き税体系全般にわたる見直しを進めるとともに、国・地方の資産・債務の圧縮等を推進する。

(税制改革)

個人所得課税や資産課税について、人生100年時代を見据え、働き方の多様化への対応や再分配機能の向上、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。個人所得課税について、ライフコースの多様化も踏まえ、老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度の構築に向けて、包括的な見直しを進める。資産課税についても、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期に中立的な制度の構築に向け、検討を進める。

企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生

¹⁹⁶ 生物・医学、素粒子物理学、天文学、情報学といった学術研究の大型プロジェクトに関しては、現在、日本学術会議において、「第24期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2020）」の策定に向けた議論が行われている。

産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う。

国際協調に基づく「BEPSプロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。経済の電子化に伴う課税上の課題についても、長期的な解決策の国際的な合意に向けた議論に積極的に貢献する。あわせて、税務当局間の情報交換を一層推進する。

ICTの更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高め、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務関係システムの高度化も図りつつ、税務手続の電子化等を一層推進する。グローバル化やICT化が急速に進展するとともに、新たな経済活動が拡大する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

(3) 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

骨太方針 2018 に掲げた広く国民各層の意識改革や行動変容につながる取組¹⁹⁷を引き続き加速・拡大し、公的部門の効率性向上等により潜在成長力を強化するとともに、需要面での経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出の抑制に取り組む。

① 「見える化」の徹底・拡大

見える化は歳出改革の推進力である。各府省は見える化を通じて得られた客観データを活用し、各分野における歳出改革の取組について、そのコストや経済効果等を把握することにより、実効的なPDCAサイクルを構築する道筋を具体化する¹⁹⁸。

内閣府は各省と連携し、糖尿病などの生活習慣病の重症化予防、40～50歳代への特定健診・特定保健指導・がん検診の実施、地域医療構想の実現、国民健康保険の法定外繰入解消、介護予防などの重点課題について、経済・財政と暮らしの指標・見える化データベースを活用し、類似団体間での進捗状況等の比較を含め、重点的に見える化を行い、課題解決に向けた取組を2019年末までに工程化する。また、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、総務省は地方単独事業（ソフト）の試行調査における歳出区分の適正化や公営企業の経営・資産の状況等の見える化を徹底する。

さらに、我が国の経済社会の構造を人々の満足度（well-being）の観点から見える化する「満足度・生活の質を表す指標群（ダッシュボード）」の構築を進め、関連する指標を各分野のKPIに盛り込む。

¹⁹⁷ 前向きな行動の変化を促すための、「インセンティブ改革」、「見える化」、「先進・優良事例の横展開等」、「公的サービスの産業化」、「技術革新を活用した業務イノベーション」の取組。

¹⁹⁸ 「見える化」により政策の努力目標を策定し（Plan）、目標を「見える化」することで、国、住民、地方自治体等の行動変容を促し（Do）、その結果を「見える化」することで、政策の効果検証を行い（Check）、検証結果に基づき政策の改定、新たな評価指標（「見える化」により）を設定する（Action）。

② 先進・優良事例の全国展開等

経済・財政再生計画以降、先進・優良事例の全国展開については、予防・健康づくりをはじめ多くの分野¹⁹⁹において取組が着実に進められてきたが、その取組を強化・拡大していくため、そうした取組の経済効果等を定量的に把握し、地方自治体等の規模や人口構成等の特徴に応じた処方箋を示すことにより、所管府省庁は関係団体等を巻き込みながら、効果の高い事業を戦略的に全国展開することが重要である。

このため、各府省庁が実施しているモデル事業等について、骨太方針 2018 で掲げた取組²⁰⁰の進捗状況をフォローアップし、インセンティブの付与、行動経済学の活用（ナッジ理論、デフォルトの設定等）などの方策、時期、KPI 等を含め、取組の強化に向け、年末にその工程を具体化する。また、各府省が歳出改革に向けたモデル事業等を 2020 年度から新たに実施する場合には、モデル事業等の設計段階から、専門家の知見も活用し、その成果を定量的に検証できるようすることを前提とする。

また、糖尿病などの生活習慣病の重症化予防、特定健診・特定保健指導事業において地域の医師会等と連携するモデル、ICT や AI 等を活用した業務手法の標準化・コスト縮減等の効果が高い事業について、方策、時期、KPI 等を具体化し、日本健康会議や全国知事会の取組²⁰¹とも連携し、戦略的に全国展開する。

③ インセンティブ改革

インセンティブ改革を更に発展・拡大させていくため、インセンティブ措置の効果検証を適切に実施し、それに基づき、より効果の高いインセンティブの仕組みの構築に向けて経済財政諮問会議において必要な対応を検討する。各府省は、改革工程表に盛り込まれたインセンティブ改革の取組について、データの収集、学識経験者を交えた効果検証などの取組を経済・財政一体改革推進委員会に報告の上、改革工程表に盛り込み、インセンティブ改革に関する PDCA サイクルを構築する。

¹⁹⁹ 「自治体行政スマートプロジェクト」（ICT や AI 等を活用した標準的・効率的な業務プロセスの構築）、生活習慣病の重症化予防の先進・優良事例の横展開や特定健診・特定保健指導の実施に取り組む好事例の横展開、個別施設計画（公営住宅、官庁施設、空港、鉄道、港湾、公園等）の先進・優良事例の横展開。

²⁰⁰ 歳出効率化効果、経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。また、地方自治体が実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。

²⁰¹ 例えば、糖尿病などの生活習慣病の重症化予防に関して、県・国民健康保険団体連合会・医師会が連携して進める埼玉県取組の全国展開。